

工事検査について

令和4年11月16日(水)

会計管理局工事検査課 横山 忠弘

1 検査制度の概要

1-1 検査の根拠法令

工事検査は、次の2つの法令を根拠としている。

- ① 地方自治法 → 給付の完了の確認（合否判定）
- ② 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法 平成13年4月施行） → 工事成績の評定

（1）地方自治法

第234条の2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該**普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため**又はその受ける**給付の完了の確認**（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）**をするため必要な監督又は検査をしなければならない。**

（2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

第3条（基本理念）

10 公共工事の品質確保に当たっては、**民間事業者の能力が適切に評価され**、並びに入札及び契約に適切に反映されること、**民間事業者の積極的な技術提案**（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）**及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮**されなければならない。

第七条（発注者の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、**工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）**を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

1-2 鳥取県会計規則（昭和39年3月30日 規則第11号）

第116条（監督）

契約の相手方は、**契約の履行につき、契約権者又は契約権者から監督を命ぜられた職員の監督に従わなければならない。**

第117条（検査及び検査調書の作成）

契約権者は、工事若しくは製造その他についての請負契約若しくは物件の買入れその他の契約が履行されたとき、又はこれらの契約の既済部分若しくは既納部分に対し完済前若しくは完納前に代金の一部を**支払う必要があるときは、自ら又はその職員に命じて必要な検査をしなければならない。**

② **前項の規定により検査をした職員は、その検査結果に基づき検査調書を作成しなければならない。**この場合において、知事が別に定める契約については、契約の相手方が提出した完了届書、納品書その他の履行内容が記載された書類又は記録に当該検査をした職員が検査結果を記載し、又は記録することにより検査調書に代えることができる。

第176条（賠償責任を有する職員の指定）

法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 法第234条の2第1項の**監督又は検査を命ぜられた職員**

※法：地方自治法

1-3 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について (平成17年8月26日閣議決定)

品確法に基き、定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（以下「方針」という。）の第2.5において、以下のように記述されている。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「**技術検査**」という）**を行うとともに、工事成績評価を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。**

特に、**工事成績評価については、**公正な評価を行うとともに、評価結果の発注者間での相互利用を促進するため、**国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評価項目の標準化に努めるものとする。**

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性がある場合には、**適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。**

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、**技術検査の結果を工事成績評価に反映させるものとする**

【参 考】

鳥取県会計管理者等事務決裁規則
事務処理権限（委任決裁権者は以下のとおり）

- ①合否判定：検査員（検査専門員、兼務・応援検査員）
- ②工事成績の決定：会計管理者等（会計管理者、工事検査課長、米子工事検査事務所長）

鳥取県会計管理者等事務決裁規則（抜粋）

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	知事	委任決裁権者		
			会計 管理 者	課 長	所 長 査 査 員
二 建設工事の 検査の合否の 決定	1 検査員が実施した検査に係る合格の決定				○
	2 1以外のもの				
	（一）鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域に係るもの		○		
	（二）（一）以外の区域に係るもの			○	
三 建設工事の 検査に係る工 事成績の決定	1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○			
	2 請負対象設計金額が1億円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるもの）に係るもの		○		
	3 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの				
	（一）鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域に係るもの		○		
	（二）（一）以外の区域に係るもの			○	

1 - 2 検査の役割

検査の役割を、「監督・検査・成績評定の手引き」〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議 141頁 より転記する。

- ① 会計法（地方自治体においては地方自治法）に基づいて執行される国（地方自治体）の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置付けられる。
工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが検査の重要な役割の一つである。
- ② 公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保（注）が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また工事成績評定による請負者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。
- ③ 建設業法及び適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の趣旨に従い、適正な施工を評価し、建設業の健全な発達を促すことに資する。

（注）「能率的な施工の確保」とは、主として当該工事の施工に関して、改善を要すると認めた事項および請負業者へ通知等を行うことにより、当該工事の施工技術や品質の向上及び工期の短縮等を図るものである。
（「同手引き〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議106頁」）

○「評価」のあるべき姿を示すと以下の3つに分類される。

(総務省政策評価審議会の提言を参考に作成)

①役に立つ評価

- ・ 受注者の技術向上や社会資本の品質確保に寄与する。

②しなやかな評価

- ・ 評価にあたり、1つの形式・方法・手順にとらわれず必要とされる改善を適時行い、結果を示すように行われるべきもの。

③納得できる評価

- ・ 受注者から信頼を得るため、評価の過程や手法を情報公開し、説明責任を果たす。

1 - 3 検査の基準類

本県が定めている検査に関する基準類と、その目的は下表のとおり。

	基準類	目的
1	鳥取県建設工事検査規程	県工事の検査等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
2	鳥取県建設工事検査規程等の運用について	中間検査を要しない工事、中間検査の時期、検査員の指名、工事成績の決定者その他検査規定の補足説明等。
3	工事成績評定要領	評定の方法を定めることを目的とする。
4	工事成績評定要領の適用について	一般土木工事と建築・設備工事との区分についての取扱いを定めたもの。
5	鳥取県建設工事検査基準	検査に必要な技術的事項をまとめ、適切な実施を図ることを目的とする。
6	建設工事出来形検査実施要領	出来形検査の手続きを定めることにより、建設工事出来形検査の適切な執行に資することを目的とする。
7	建設工事に係る工事成績に対する説明請求要綱	成績評定の通知を受けた請負者が、その内容に疑問がある場合に説明を求める手続を定め、もって、工事検査の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。
8	建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱	工事成績に対し不服がある場合の不服の申立手続を定め、工事検査の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。
9	建設工事完成検査通知要領	完成検査結果を請負者に通知するに際して、事務手続の詳細事項を定めたもの。
10	工事成績を修正する場合の基準等について（通知）	工事成績を修正する場合の規準等を定めたもの。

※「とりネット」工事検査課HP（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koujikensa/>）参照。

1-4 検査対象工事

検査対象工事は、鳥取県建設工事執行規則第1条に規定する建設工事（請負契約書の作成が省略されたものを除く）であり、例え100万円未満であっても請負契約書が作成された工事は検査の対象となるので、注意すること。

鳥取県建設工事検査規程

（目的）

第1条 この内訓は、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第1条に規定する建設工事（**同規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。**）の検査（以下「県工事の検査」という。）、県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。以下「補助工事の検査」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により市町村等から委託を受けた建設工事の検査（以下「市町村工事の検査」という。）（以下これらを「検査」と総称する。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

鳥取県建設工事執行規則

（契約書の作成等）

第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。この場合において、鳥取県の休日（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しないものとする。

2 知事は、請負契約の内容を変更しようとするときは、請負変更契約書を作成しなければならない。

3 前2項の契約書（以下「契約書」という。）の標準書式は、知事が別に定める。

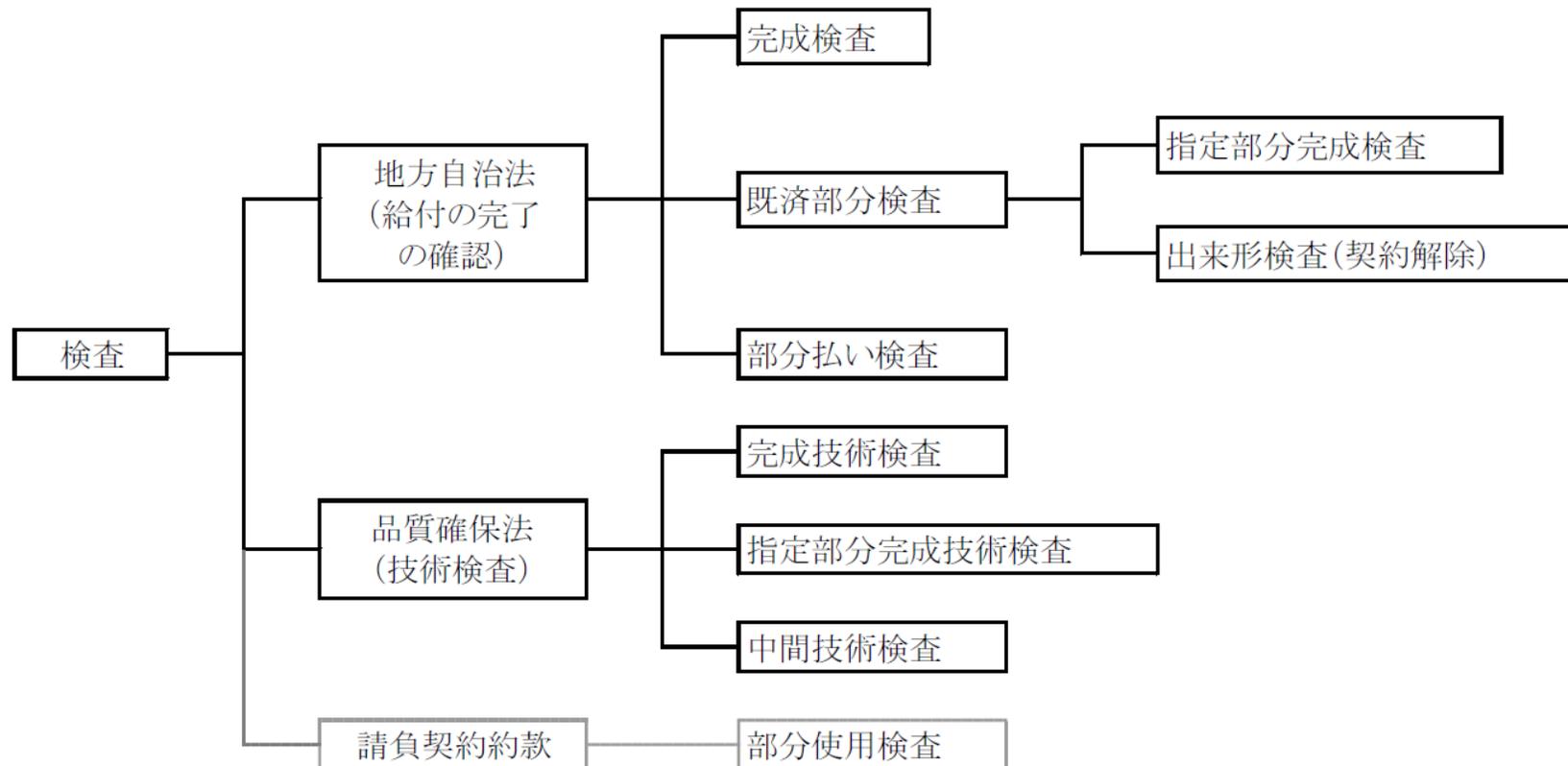
（契約書の作成の省略）

第6条 知事は、前条第1項の規定にかかわらず、**請負代金の額が100万円未満の工事に係る請負契約を締結するときは、契約書の作成を省略することができる。**

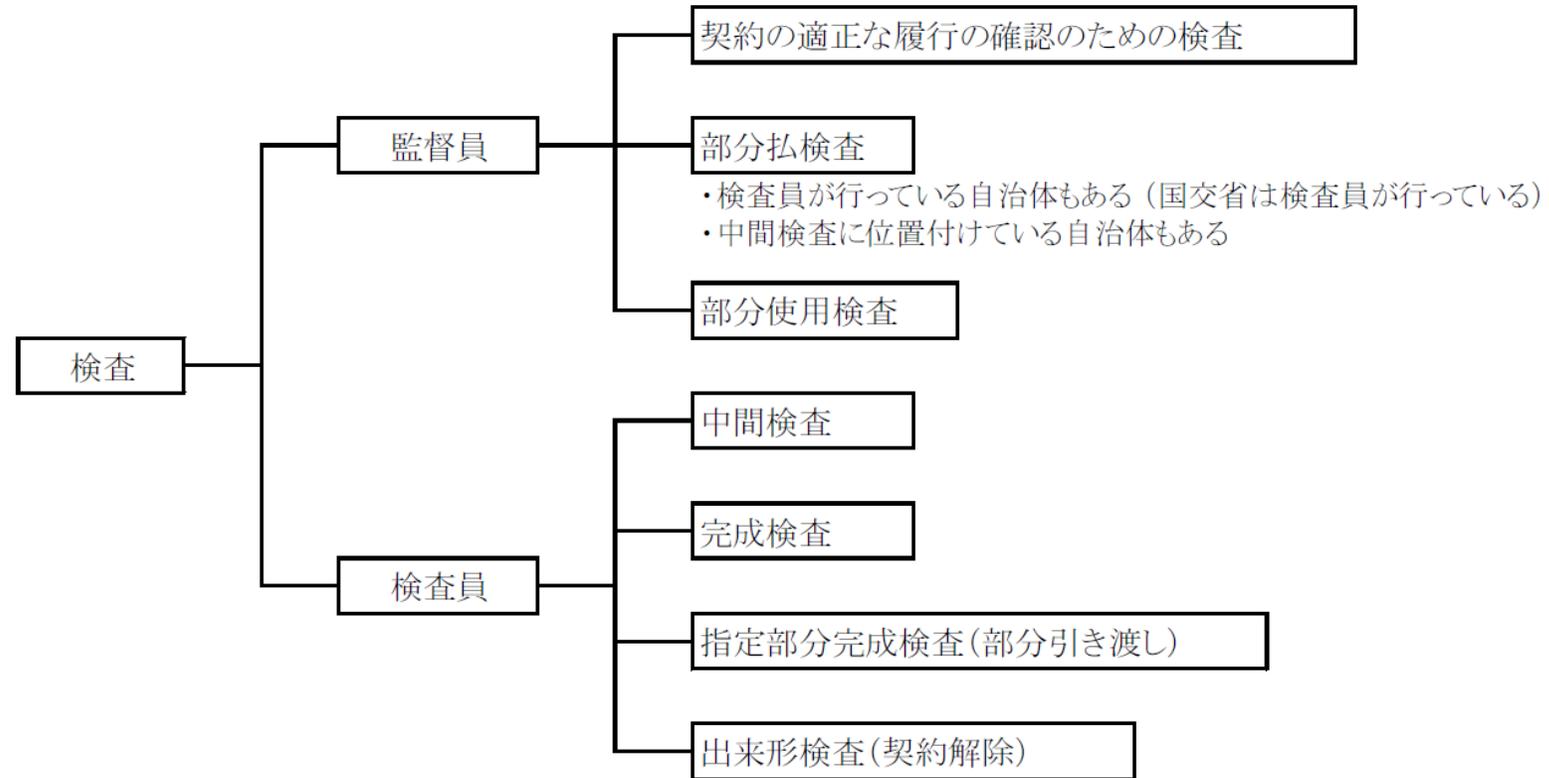
2 工事検査の種類

2-1 工事検査の分類

(1) 法令等による分類



(2) 職務による分類 (本県の場合)



① 監督員の行う検査

(i) 契約の適正な履行の確認のための検査

工事の施工途中の段階及び部分的に完了した段階で契約図書等に定められた中の限られた項目について、工事が契約図書どおり実施されているかどうかを観測、検測、試験、その他の手段によって行う（確認を含む）。

(ii) 部分払検査

契約で定められた出来高があるかどうかを確認して、出来高に応じた代価を支払うために行う施工途中段階での検査である。検査の結果、契約で定められた出来高が確認されれば出来高に応じた代価が支払われる。出来高と認められた工事の完了部分は、発注者側へ引き渡されることはなく請負者において引き続き管理することになる。

(iii) 部分使用検査

工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要性が生じた場合に行う検査である。検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。

② 検査員の行う検査

支払い及び工事成績の評定を行うために、工事の途中段階や最終段階で、それまでの施工過程全般について契約図書どおりに工事が施工されたかを確認するもので、次の4種類の検査がある。

(i) 中間検査

(ii) 完成検査

(iii) 指定部分完成検査（部分引き渡し）

(iv) 出来形検査（契約解除）

2 - 2 中間検査

(1) 中間検査とは

施工途中段階で、主たる構造物が不可視となる埋め戻し前や、**施工上重要な変化点などにおいて設計図書との適合を確認し、手戻りをなくすなどの目的で行う。完成検査の補完となるものであり、検査の対象となる部分を明確にして、検査を行う。**

なお、**「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」第1二により、中間検査を要しないこととされている工事以外の工事は、中間検査を行わなければならない。**また、中間検査の時期については、鳥取県建設工事検査規程等の運用について第1四に規定されており、時期を逸しないよう注意しなければならない。

※事例（中間検査時点での評価が適切に反映されなかった例）

- ・ 法枠工と擁壁を築造する工事において、擁壁工が完了、法枠工も施工が進み、進捗率が40%を超えていたが、中間検査を行わなかった。
- ・ 完成検査において、擁壁工と法枠工の評価を比較し、低い方の法枠工を採用したが、仮に中間検査を行った場合は、擁壁工の評価が反映され、評定点は上がった可能性がある。
- ・ 受注者から、中間検査を行わなかった理由を問う説明請求がなされた。

○中間検査の範囲を明確に

中間検査の範囲は、受検カードの出来形率に相当する範囲であることを、検査開始時に受注者に告げ、確認を取ることとする。併せて、検査に立会している監督員に対し、図面により中間検査の対象となる範囲を説明させるなど、検査員、発注者及び受注者の共通認識の下で検査を行う。

「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」から抜粋

別表第2-1 (第1の四関係)

中間検査の実施時期

工種区分	検査時期及び進捗等
1 土木工事等	
(1) 河川工事	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。
(2) 河川・道路構造物工事	〃
(3) 海岸工事	〃
(4) 道路改良工事	切取、盛土（路床を含む。）及び路側構造物が40～60%程度完了したとき。
(5) PC橋工事	・下部工…鋼管基礎が完了し、配筋施工時とする。ただし、現場打杭の場合は、70%程度施工したとき及び配筋施工したとき(2回)。 ・上部工…主桁製作が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(6) 舗装工事	上層路盤工等が概ね完了したとき。
(7) 砂防・地すべり工事	・ダム本体工は、コンクリート打設が40～60%程度完了したとき。 ・流路工（床止工、垂直壁、側壁、水叩コンクリート、ブロック積等）はコンクリート、ブロック積等が <u>40～60%程度完了</u> したとき。ただし、護床工、底張コンクリートがあるときはその施工前。
(8) 鋼橋架設工事	・下部工…PC橋工事下部工に同じ。 ・上部工…床版の配筋が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(9) 公園工事	主要構造物の進捗が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(10) 共同溝等工事	〃

(11) トンネル工事	掘削が30%程度完了したときと、覆工が30%程度完了したとき（2回）。
(12) 下水道工事（畑地灌漑等を含む。）	管工事…掘削、管布設、集水渠等の進捗が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(13) 道路維持工事	主要構造物の進捗が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(14) 河川維持工事	〃
(15) CAB工事	〃
(16) 急傾斜工事	〃
(17) 港湾工事（水産関係工事を含む。）	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。ケーソン製作がある場合は、その進捗が40～60%程度完了したとき（2回）。 人工礁漁場、広域型増殖造成工事等で工場製作、現地組立施工のとき及び沈設前（2回）。
(18) 山腹法面工事（道路法面、治山工事を含む。）	吹付法枠工（コンクリート、モルタル吹付等）は、ラス張、配筋、型枠の施工が概ね完了したとき。
(19) 面的工事（区画整理、農地造成等）	整地（基盤整地、表土整地等）、水路、道路等進捗が40～60%程度完了したとき。
(20) ため池工事	堤体盛土の施工中で進捗が <u>40～60%程度完了</u> したとき。
(21) その他工事（防雪、防災、水路、災害等工事）	主要構造物の進捗が <u>40～60%程度完了</u> したとき。

工事検査員の情報交換
広場 メイントピック
2017年4月26日(水) 15:52
会計局
工事検査課工事検査担当
総括検査専門員 福本 浩二

文書タイトル
カテゴリ
サブカテゴリ

建設工事中間検査の実施の徹底について

工事検査に関する注意事項

標記について、平成27年4月9日付け第201500009748号で通知したところですが、

未だに、

- ・本来中間検査が必要だと思われる工事について、中間検査が実施されていない事例
 - ・機を逸した検査依頼 など
- が散見されます。

一部の工事を除いて、当初請負対象設計金額が20,000千円以上の工事は原則として中間検査が必要であり、中間検査の実施時期も定められています。（「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」を参照）

- 中間検査を行うべきか否か、また、その実施時期については、発注者・受注者で判断せず、工事検査課又は米子工事検査事務所に必ず相談してください。
- 工事の進捗状況を逐次把握しながら、早めに、前述の相談、日程調整を行ってください。

第201500009748号

平成27年4月9日

各総合事務所長
西部総合事務所日野振興センター所長
各県土整備事務所長
鳥取港湾事務所長
鳥取空港管理事務所長
技術企画課長
境港管理組合港湾管理委員会事務局長

様

工事検査課長
(公印省略)

建設工事中間検査の実施の徹底について（通知）

このことについて、近年、本来中間検査が必要だと思われる工事について、中間検査が実施されていない事例が度々見受けられます。

一部の工事を除いて、当初請負対象設計金額が20,000千円以上の工事は原則として中間検査が必要です。（別添「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」を参照）

また、中間検査を行うべきか否かについては、発注者ではなく工事検査課又は米子工事検査事務所が最終的に判断するものです。

これらのことをよく理解し、中間検査を発注者の判断で無断で省略することのないよう監督員等に周知徹底してください。

(2) 中間検査を要しない工事

次の工事は、中間検査を要しないこととされている（鳥取県建設工事検査規程等の運用について第12）。中間検査の要否は、発注者の判断で決めることのないよう注意すること。特に（4）については、記載された工事に限定されているので、**判断に迷う場合は、工事検査課又は米子工事検査事務所へ相談**すること。

鳥取県建設工事検査規程等の運用について

二 第2条関係

1 中間検査は、次に掲げる工事以外の工事について行う。

- (1) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が2,000万円未満の工事
- (2) 切取、盛土及び単純な構造物の工事で、完成検査時に出来形、品質等の確認ができるもの
- (3) 二次製品を大量に使用するなど工法の簡単な工事
- (4) 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）、河川、湖沼及び港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された次の工事(年間維持、港湾浚渫、河床掘削、伐開及び塵芥処理の工事)
- (5) 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急の工事
- (6) 機器の納品、部品取替等の次の工事(融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修及び標識灯設置等の工事)
- (7) 工事目的物を伴わない次の工事(旧橋撤去及び残土撤去・運搬等の工事)

2 - 3 完成検査

(1) 完成検査とは
工事の完成に伴い、**合否判定**と、**工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ等について評価を行う検査**である。

(2) 成績評定を要しない工事

完成検査のうち、次の工事は合否判定のみで、成績評定を要しないこととされている（工事成績評定要領第2）。したがって、評定の有無は発注者の判断で決めることのないよう注意すること。特にイについては、記載された工事に限定されているので、判断に迷う場合は、工事検査課又は米子工事検査事務所へ相談すること。

工事成績評定要領

(対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象工事は、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「規則」という。）第1条に規定する建設工事（規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）のうち、次の建設工事以外の建設工事とする。

ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）

オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

○ 評価を要する工種と評価を要しない工事が混在する場合の評価

【作成書類】

中間検査	完成検査
②1 建設工事中間検査復命書	③1 建設工事完成検査復命書
②2 建設工事中間検査調書	③2 建設工事完成検査調書
②3 工事成績採点表(中間)	③3 工事成績採点表(完成)
	③4 項目別評定点

【評価を要する工種と評価を要しない工事が混在する工事の例】

ケース(注)	イメージ図	説明
H25～26 五千石地区頭首 工補修(1工区) 工事 【中間検査以降 の検査対象工種 が評価要領第2 に該当する例】	<p>The diagram shows a horizontal bar divided into two sections: '仮設道設置+頭首工' (Temporary road installation + headwork) and '仮設道撤去' (Temporary road removal). Below the bar, a progress scale is shown with 0% (着工), 60% (中間), and 100% (完成). Under the 60% mark, a box lists items ②1, ②2, and ②3. Under the 100% mark, a box lists items ③1, ③2, ③3, and ③4. A dashed arrow labeled '反映' points from the ②3 item to the ③4 item.</p>	<p>○ 完成検査時の検査対象が工事目的物でない場合</p> <p>(1) 工事が中間検査を行う進捗率に達した段階で、工事成績評価(中間検査)を行う【②1、②2、②3】</p> <p>(2) 工事完成後、仮設道撤去は工事成績評価は行わず、②3を完成検査の工事成績評価とする【③1、③2、②3】</p> <p>(3) 工事成績評価は、中間検査20%+完成検査22%の割合で、算出する【③4】</p>

(注)各ケースとも架空の工事、架空の進捗率である

(3) 検査前に行う実地検査

① 積雪時等により現地確認できない場合の検査対応について

このことについては、平成23年12月28日付事務連絡「積雪時等の完成検査（現地）について」で方針が示され、完成通知書の届け出前であっても、現地検査を行うこととしている。

積雪のほか、以下の場合においても同様の対応となるため、気象や工程等をよく把握したうえで検査員へ相談し、適正な対応を取ること。

- ・ 足場撤去前の高所構造物
- ・ 冬期風浪前の海岸又は沖合い構造物
- ・ 水没前の堰
- ・ 埋戻し前の下部工や堰堤等
- ・ 上部工架設前の下部工
- ・ その他、別発注工事により確認できなくなる構造物

完成検査前に実地検査を行った場合でも、事前確認した構築物以外の状況（埋め戻し箇所の沈下の有無、仮設物の撤去状況等）を現地で確認すること。

なお、検査前に行う実地検査は、検査の一部として位置付けており、完成検査だけでなく、中間検査においても適用するものとする。

② 実地検査で準備する資料

実地検査は検査の一環で行うものであり、検査対象とする部分の設計値が確定していなければならない。したがって、実地検査までに、次の資料を準備させること。（設計変更出来ていない場合は、協議書で設計値を確定させておく必要がある。）

- ・ 出来形管理資料
- ・ 工事完成図
- ・ その他検査員が必要とした資料

③ 実地検査の立ち会い

通常の検査と同様に、受注者側は次の2名の者の立ち会いが必要である。

- ・受注者若しくはその代理人又は現場代理人（会社の常勤職員であること）
- ・主任技術者又は監理技術者

(注)現場代理人と主任（監理）技術者が同じとき

- ・この場合は、現場代理人（=主任（監理）技術者）以外の代替となる者（受注者の代表又は社員であること）の同席が必要

事 務 連 絡

平成23年12月28日

各総括監督員・検査員 様

工事検査課 総括検査専門員

積雪時等の完成検査（現地）について

積雪等により検査現場へ辿り着くことが極めて困難で出来形検測及び出来映えの現地確認が出来ない場合の検査対応について照会がありました。

完成検査に於いて検査員は、工事関係資料（書類）と出来形検測及び出来映え（現地）の検査を行い合否の判定と工事成績の評定を行うこととなっています。

このため、現地検査が困難な状況になる前に、完成通知書の届け出前であっても検査員は出来形検測及び出来映え等の現地検査を行うことが必要と考えます。

言うまでもなく、この場合は監督員の現地完成確認がなされていることが、前提となります。

したがって、監督員は、降雪前等に現地検査が行えるよう気象予報を十分検討し受注者及び検査員との連絡調整等の対応に努めることが必要となります。

このような対応を行っても現地検査が困難となった場合は、出来形検測及び出来映えの確認は、監督員の行った段階確認及び出来形確認資料や工事写真等での確認に替えることも止むを得ないものと考えます。

再確認のために事務連絡するものですが、この趣旨をご理解いただき今後の検査に当たっては十分留意して下さい。

2 - 4 指定部分完成検査

工事の完成前に、契約図書においてあらかじめ指定された部分（指定部分）の工事目的物が完成した場合に行う検査である。検査の結果が適合であれば、指定部分の引き渡しが行われ、代価が支払われる。従って、指定部分に限ってみれば完成検査と同じ検査ということになるが、全ての工事が完成したわけではないので、契約は継続されている。

指定部分完成検査は、検査員のみが評定し、中間検査と同様の取り扱いとする。従って、部分引渡し検査1回、中間検査1回の場合はその平均値とする（工事成績採点表様式土2-1※7）。

指定部分完成検査の作成書類は、次のとおり

指定部分完成検査とその評定方法

【作成書類】

指定部分完成検査	中間検査	完成検査
①1 建設工事完成検査復命書(指定部分)	②1 建設工事中間検査復命書	③1 建設工事完成検査復命書
①2 建設工事完成検査調査書(指定部分)	②2 建設工事中間検査調査書	③2 建設工事完成検査調査書
①3 工事成績採点表(指定部分)	②3 工事成績採点表(中間)	③3 工事成績採点表(完成)
		③4 項目別評定点

【指定部分完成検査の各ケース】

ケース(注)	イメージ図	説明
ケース1 H25～26 法勝寺川災害復旧工事(25災3号・151号) 【一般的な例】		(1) 指定部分完成検査として、25年災3号の合否判定と工事成績評定(中間検査)を行う【①1、①2、①3】 (2) 工事完成時に、25年災151号の工事成績評定(完成検査)を行う【③1、③2、③3】 (3) 工事成績評定は、中間検査20%+完成検査22%の割合で、算出する【③4】
ケース2 H26～27 本郷地区林地荒廃防止・根雨地区復旧治山合冊工事 【進捗率に関係なく指定部分が評定要領第2に該当する例】		○本郷地区の工事費が500万円未満と仮定 (1) 指定部分完成検査として、本郷地区の合否判定と工事成績評定(仮評定)を行う【①1、①2、仮①3】 (2) 中間検査として、根雨地区(施工中)の工事成績評定を行い、本郷地区の工事成績評定と比較し、低い方を中間検査の評定とする【②1、②2、②3】 (3) 工事完成時に、根雨地区(残)の工事成績評定(完成検査)を行う【③1、③2、③3】 (4) 工事成績評定は、中間検査20%+完成検査22%の割合で、算出する【③4】

ケース3 H26～27 本郷地区林地荒廃防止・根雨地区復旧治山合冊工事 【進捗率に関係なく指定部分が評定要領第2に該当しない例】		○本郷地区の工事費が500万円以上と仮定 (1) 指定部分完成検査として、本郷地区の合否判定と工事成績評定(中間検査1回目)を行う【①1、①2、①3】 (2) 中間検査として、根雨地区(施工中)の工事成績評定(中間検査2回目)を行う【②1、②2、②3】 (3) 工事完成時に、根雨地区(残)の工事成績評定(完成検査)を行う【③1、③2、③3】 (4) 工事成績評定は、中間検査1回目10%+中間検査2回目10%+完成検査22%の割合で、算出する【③4】
ケース4 H27～28 小江尾川小規模砂防外合冊工事 【指定部分と指定部分以外の工事が混在した例】		○国道482号と小江尾川の工事が同時に進行した場合 (1) 指定部分完成検査として、国道482号の合否判定を行う【①1、①2】 (2) 同時に、国道482号と小江尾川(施工中)の両工事の工事成績評定(中間検査)を行う【②1、②2、②3】 (3) 工事完成後、小江尾川(残)の工事成績評定(完成検査)を行う【③1、③2、③3】 (4) 工事成績評定は、中間検査20%+完成検査22%の割合で、算出する【③4】

(注) 各ケースとも架空の工事、架空の進捗率である

2 - 5 出来形検査（契約解除）

請負契約が解除された場合に行う出来形部分の検査であり、その手続きは次のとおりである。

建設工事出来形検査実施要領

1 目的

この要領は、建設工事検査規程（昭和46年4月1日内訓第2号。以下「検査規程」という。）第2条第3号に規定する出来形検査の手続きを定めることにより、建設工事出来形検査の適切な執行に資することを目的とする。

2 検査依頼

監督員等（検査規程第5条に定める「監督員等」をいう。以下同じ。）は、鳥取県建設工事検査規程等の運用について（平成14年4月24日付行第6号鳥取県行政監察監通知）第1の八の第3項の規定に基づき、受検カードその他会計管理者が必要と認める書類を提出するものとする。

なお、出来形調書についても、別添様式1のとおり提出するものとする。

3 実地検査

検査員（検査規程第5条に定める「検査員」をいう。以下同じ。）は、工事目的物の出来形部分について、その出来形、規格及び品質等が設計図書及び出来形調書に合致しているか検査を実施する。

4 出来形調書への指摘等

（1）検査員は、提出された出来形調書の内容に意見がある場合には、監督員等に出来形検査確認書を交付し、その検討を求めることとする。

なお、出来形検査確認書の様式は、別添様式2のとおりとする。

（2）監督員等の検討

監督員等は、（1）により出来形検査確認書が交付された場合には、その内容を検討し、検討結果を踏まえた出来形調書を添付して検査員に回答するものとする。

5 合格部分の決定

検査員は、3による実地検査の結果又は4の（2）の規定による監督員の報告（4の（1）の規定により出来形検査確認書を交付した場合に限る）に基づき検査に合格した部分を決定するものとする。なお、検査員は、支払い額の確認は行わない。

6 検査結果の復命

検査員は、検査規程第12条の規定に基づき、出来形検査復命書（検査規程別記様式第4号）により会計管理者等（検査規程第9条の2第2項に定める「会計管理者等」をいう。以下同じ。）へ報告するものとする。

7 検査結果の通知

会計管理者等は建設工事検査規程第15条の規定に基づき、建設事業出来形検査調書（検査規程別記様式第7号）及び出来形検定書（検査規程別記様式第5号）を当該工事に係る契約事務を担当する本庁の課又は地方機関の長へ通知することとする。

8 附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月20日付第20130019702号）

この改正は、平成26年4月1日に施行し、同日以降に行う工事検査から適用する。

○検査体制

(1) 工事検査の対象となる工事

- ・ 検査対象は、請書による工事以外の工事（検査規定第1条）。
- ・ 検査専門員と兼務検査員を間違えないよう注意すること。
 - ※ 当初請負対象設計金額が、1,500万円以上は検査専門員
 - 当初請負対象設計金額が、1,500万円未満は兼務検査員

(2) 三親等以内の人がいる受注者等の検査

受注者の代表者、役員又は従業員に、三親等以内の人がいる場合は、検査は出来ないので注意すること。
（平成18年3月10日付け「工事請負者と利害関係を有する検査員等の取り扱いについて（通知）」）

(3) 高所、坑内等の特殊現場作業手当

監督員と相談し、必要なら両方が請求すること。

(4) 検査の立ち会い者

検査は、次に掲げる者を立ち会わせて行う（建設工事検査規程第8条）。

①発注者側

- ・ 監督員（一般監督員、主任監督員又は総括監督員）
- ・ 関係機関の長が指名した者（やむを得ない事情がある場合は、立会を要しない）

②受注者側

- ・ 受注者若しくはその代理人又は現場代理人（JVでも構成員のうち1名で可）
- ・ 主任技術者又は監理技術者（JVの場合はその構成員すべて）
- ・ 上記の者が立ち会わないときは、検査を中止し、直ちに工事検査課又は米子工事検査事務所に報告し、その指示を受けること（同第11条）。

※1 JVの場合

- ・構成員それぞれの主任（監理）技術者の立ち会いが必要。

※2 現場代理人と主任（監理）技術者が同じとき

- ・現場代理人（＝主任（監理）技術者）以外の代替となる者（受注者の代表又は社員であること）の同席が必要。

※3 主任（監理）技術者が立会できないとき

- ・やむを得ない理由により、主任（監理）技術者が立ち会えない時は、理由を記した欠席届を発注者へ提出し、工事内容の説明ができる技術者を立ち合わせる。
- ・検査復命書の立会主任技術者欄には、正規の主任技術者と代理主任技術者の二人を二段書きにして記載する。

※4 総括監督員が検査できないとき

- ・他の職員（課長補佐以上の者：ハンドブックP14-2）を総括監督員に任命する手続きを行い、その者が検査を行う。

(5) 検査日の日程調整

- ・検査員は、監督員と日程調整し、検査日を決定する（年度末の応援検査の場合を除く）。
- ・検査員は監督員に、工事検査課の工事検査DB（通称とんがり帽子）により、検査予定を入力させる（完成検査、中間検査とも）。
- ・検査日までに、完成届（所局長印のあるもの）の写しを検査員へ届けさせること。

(6) 工事検査DB入力についての注意事項

- ・発注機関の窓口担当者は、検査日の含まれる節（2週間）ごとに検査調書の事前決裁を受けるので、その前の週の水曜日までに入力させること。決裁後、工事検査課又は米子工事検査事務所で文書番号を付ける。
- ・「工事検査DB」に期限を越えて登録された検査員は、工事検査課長並びに米子工事検査事務所長が決裁し指名された者では無いため、原則、検査を認めない。
ただし、急遽検査の節が早まる等、特段の理由がある場合は、入力期限を越えても監督員が登録時に報告を行い、検査専門員が当該検査員の確認を行えば、検査調書の通知番号を取得して検査することは可能。

工事請負者と利害関係を有する検査員等の取扱いについて（通知）

第 200500127044 号

平成 18 年 3 月 10 日

倉吉工事検査出張所長
米子工事検査出張所長
各兼務検査員
各兼務検査主幹及び副主幹

様

行政監察監
(公印省略)

工事請負者と利害関係を有する検査員等の取扱いについて（通知）

平成 18 年 1 月 20 日付第 200500113435 号で総務部長から別添のとおり用地買収等を伴う事業計画に利害関係を有する職員がいる場合の取扱いについて通知がありました。

ついでには、建設工事の検査において請負者と利害関係を有する場合には下記のとおり取扱ってください。

記

- 1 鳥取県建設工事検査規程（昭和 46 年 4 月 1 日内訓第 2 号、以下「検査規程」という。）第 3 条第 1 項により指名された検査員（以下「検査員」という。）は、指名に係る検査の対象となる建設工事を請け負った者（以下「請負者」という。）の代表者、役員、又は従業員に 3 親等以内の親族がいない等当該請負者と利害関係を有しないことを確認した上で検査を行うこと。
- 2 検査員は請負者と利害関係を有することが判明した場合には、工事検査室長又は各工事検査出張所長（以下「工事検査室長等」という。）に具体的な利害関係を報告すること。
- 3 工事検査室長等上記 2 の報告があった場合には検査員の指名を変更するものとする。ただし、利害関係が軽微であり検査の適正な執行に支障を及ぼさないと判断した場合はこの限りでない。
- 4 検査規程第 14 条第 1 項により工事成績を決定する場合の行政監察監等についても上記 1～3 に準じて取り扱うものとする。

○手直し・修補

①手直し …検査規程第9条の2

- ・ 軽微な修繕工事で、検査日から5日以内（検査日を含む）、かつ完成通知の受理した日から14日以内に完了が見込まれるもの。

なお、手直し工事の程度が小さい場合は、工事成績が大きな減点にならないよう改正した。

※工事成績評定要領の一部改正（平成30年1月1日以降に行う工事検査から適用）

（以前）検査で施工不良を指摘した場合、その程度の大小にかかわらず「d」評価となり、大きく原点する。

（改正）手直し工事の程度が小さい（手直し工事の完了が、検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。

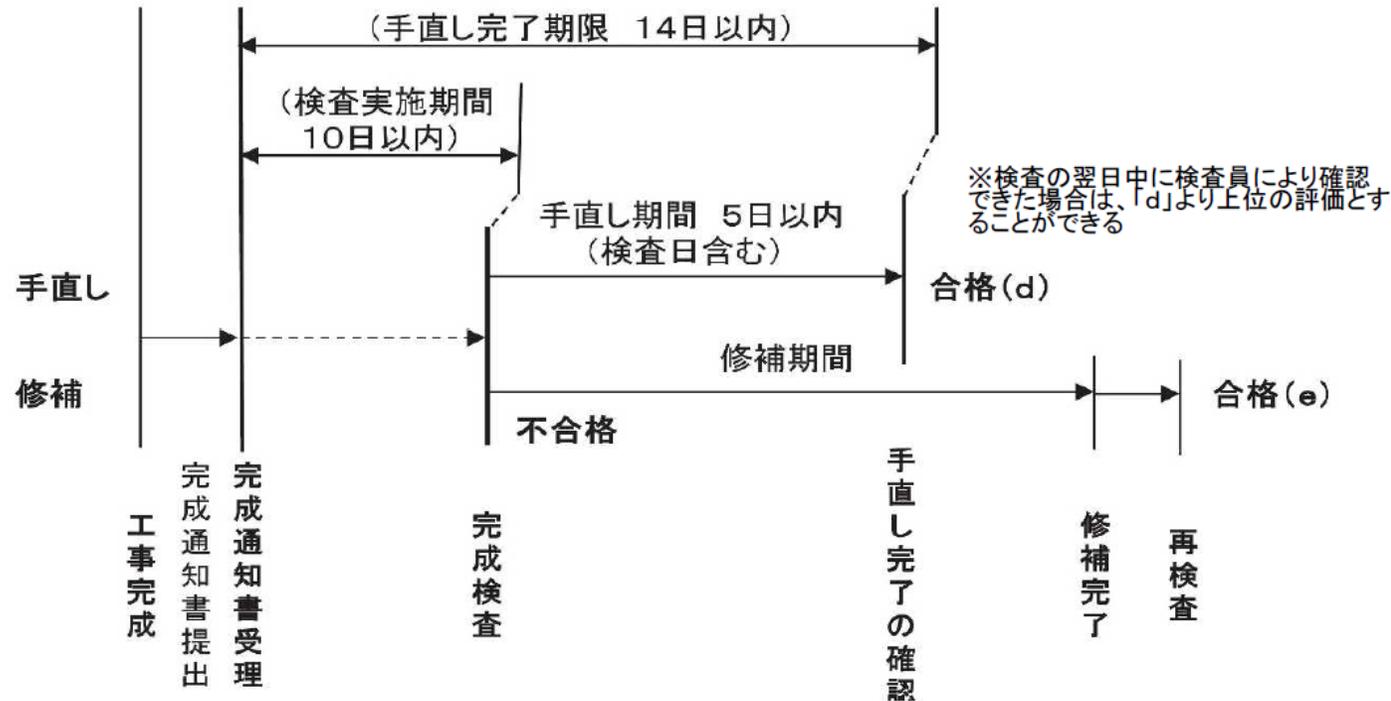
②修補（不合格） …検査規程第10条

- ・ 指摘した事項が上記の手直し期間内に完了することが見込めないもの、又は手直し工事の内容に不備があると認めるとき。

■ 手直し・修補のイメージ

(鳥取県建設工事検査規程第9条の2, 第10条関係)

- 検査日
完成検査は、発注者が完成通知を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。
- 手直し
軽微な修繕工事で、検査日から5日以内(検査日含む)、かつ完成通知を受理した日から14日以内に完了が見込まれるもの。
- 修補(不合格)
指摘した事項が、手直し完了期限内に完了することが見込めないもの。



○合否・工事成績の決定

- ①合否の決定 …検査規程第13条
検査員が決定する。
- ②工事成績の決定(修正) …検査規程第14条
検査員の評定等に基づき、会計管理者等が決定する。

○検査の実施

「鳥取県建設工事検査基準」（平成21年3月24日改正）に基づき、厳正かつ公平に行う。

- ①工事実施状況の検査
施工計画書の記載内容、施工状況及び各種記録と契約図書との対比
 - ・ 契約の履行に当たって、責任ある対応がなされているか。
 - ・ 工事施工が適切に実施されているか。
- ②出来形検査
位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と設計図書との対比
- ③品質検査
品質及び品質管理に関する各種記録と設計図書との対比
- ④出来ばえ検査
仕上げ、通り、天端・端部処理、既設構造物とのすり付け、全般的な外観を目視、観察
 - ・ コンクリート構造物：コンクリート肌、通り、天端仕上げ、クラック、漏水、全体的な美観

○工事成績評定の基本的な考え方

「工事成績評定要領」に基づき、工事成績を採点する。

□評定の基本的な考え

- ①受注者自ら行った実績、成果を評価
 - ・形式的なもの、潜在的な能力は評価しない。

- ②受注者が自ら発揮した力を評価
 - ・監督員などの指導によって達成された項目は評価しない。

○工事成績評定に関する情報の任意提供

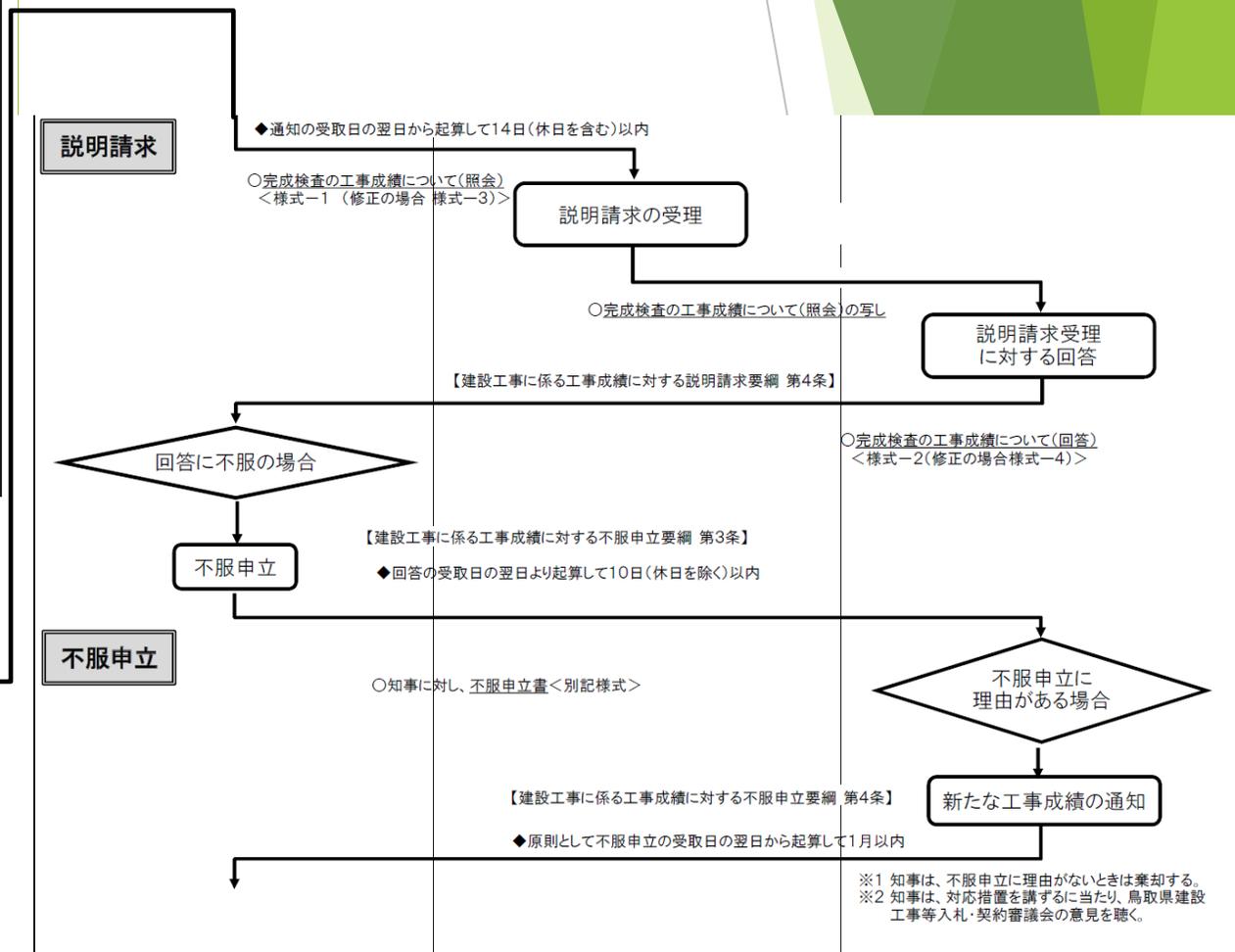
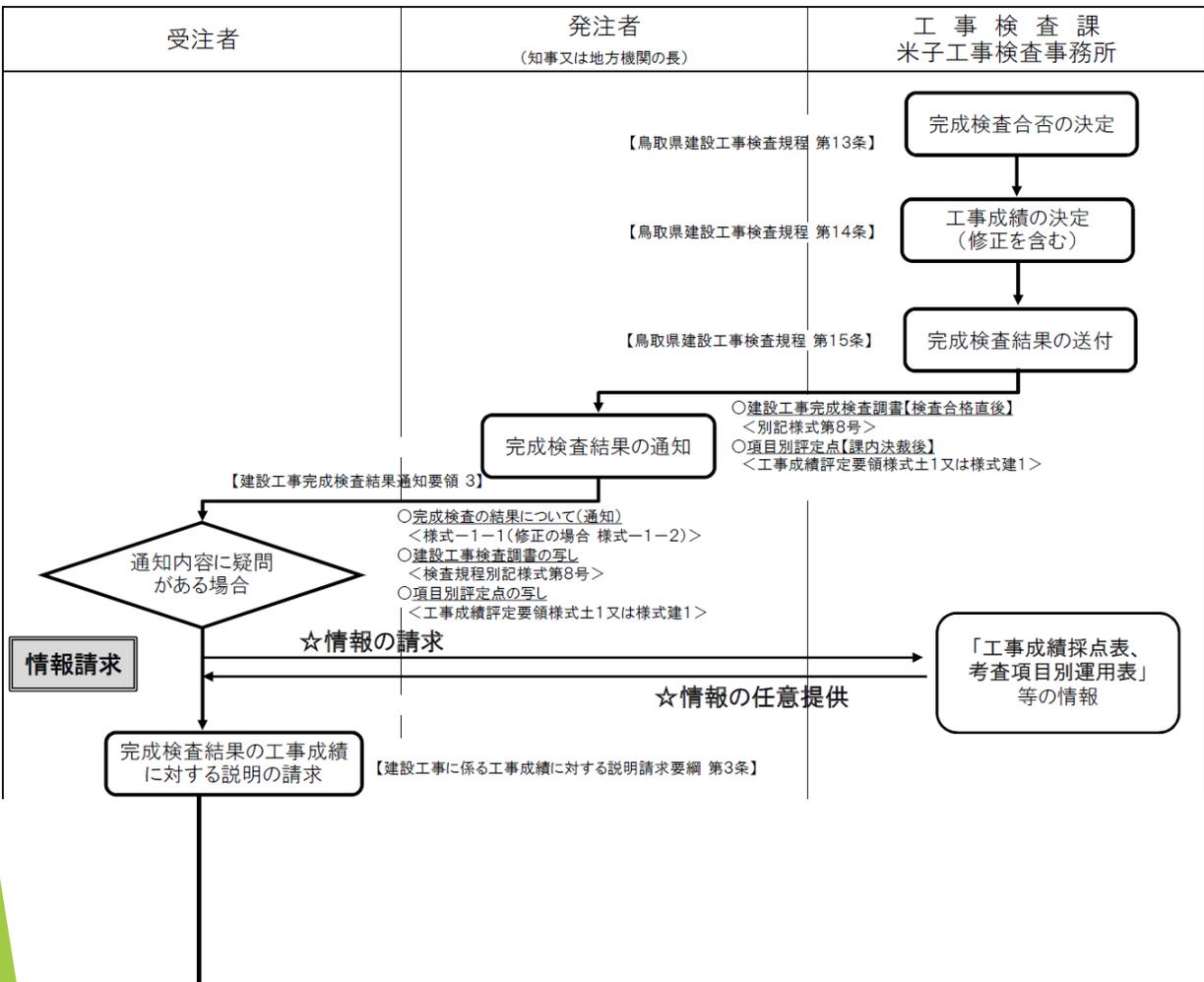
受注者等から、情報の任意提供依頼があった場合は、工事検査課又は米子工事検査事務所からメール等で情報提供する。

〈工事検査課又は米子工事検査事務所に、直接電話等で問い合わせてもらって差し支えなし。〉

○工事成績評定に対する説明請求及び不服申立て

- (1) 工事成績の説明請求 – 「建設工事に係る工事成績に対する説明請求要綱」 –
工事成績に疑問がある場合は、工事成績の通知を受け取った日の翌日から14日以内（休日を含む）に、書面をもって説明を求めることができる。
- (2) 工事成績に対する不服申立 – 「建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱」 –
工事成績の説明請求に対する回答を受けてもなお不服がある場合は、その回答を受け取った日の翌日から10日以内（休日を除く）に、知事に対して不服を申し立てることができる。

建設工事に係る工事成績の通知及び不服申立の流れ



<参 考>

【参 考】

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成20年法律第127号）

第14条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

第15条（施工体制台帳の作成及び提出等）

公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所**」とする。

- ② **公共工事の受注者**（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した**施工体制台帳**（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。
- ③ 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

第16条（各省各庁の長等の責務）

公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該**工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。**

【参 考】

○建設業法（昭和24年法律第100号）

第22条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 略

第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した**施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。**

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第1項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた**施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなればならない。**

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。**